

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

相模原市より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。指定の有効期間が、従来の無期限から5年間となり、指定の更新がされない場合は失効となります。

旧制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年 4月 1日 ~ 平成11年 3月 31日	令和元年 9月 30日 ~ 令和 2年 9月 29日まで
平成11年 4年 1日 ~ 平成15年 3月 31日	令和元年 9月 30日 ~ 令和 3年 9月 29日まで
平成15年 4年 1日 ~ 平成19年 3月 31日	令和元年 9月 30日 ~ 令和 4年 9月 29日まで
平成19年 4年 1日 ~ 平成25年 3月 31日	令和元年 9月 30日 ~ 令和 5年 9月 29日まで
平成25年 4年 1日 ~ 令和元年 9月 30日	令和元年 9月 30日 ~ 令和 6年 9月 29日まで

指定の更新の要件は、新規指定時と同様です。

○更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款の写し及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状の写し又技術者証の写し)
- ・指定更新時確認事項
- ・指定給水装置工事事業者指定証(原本)

○指定更新手数料

1件につき10,000 円(非課税)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵送にて通知します。

なお、郵送の不着や未更新のかたへの再通知はいたしません。

指定更新の際、次の4項目の確認を行います。

- ・指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ・業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ・給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新申請についてのお問い合わせ

津久井土木事務所 藤野班 TEL:042-687-5512